

生活福祉資金のご案内

生活福祉資金貸付制度とは

この貸付制度は、他の貸付制度が利用できない低所得者や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、市町村社会福祉協議会や民生児童委員が窓口となって無利子または低利子で資金の貸付を行うものです。

※ほかの貸付制度とは

母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構奨学金、日本政策金融公庫、その他金融機関等からの貸付

資金の種類	対象となる世帯	借入ケースの例
総合支援資金	低所得世帯	①失業や収入の減少などにより生活の維持が出来なくなった。 ②就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。 ③住宅の賃貸契約の費用（敷金・礼金等）が不足している。 ④就職を目指して新しく技能を修得したい。 ⑤公共料金を滞納しており、住居を喪失する恐れがある。
福祉資金 福祉費	低所得世帯 障がい者世帯 高齢者世帯	①商売を始めたい。 ②技能資格を修得したい。 ③住宅を増改築、補修したい。 ④福祉機器を購入したい。 ⑤障がい者用の自動車を購入したい。 ⑥中国残留邦人の国民年金保険料追納のための費用が不足する。 ⑦負傷、疾病の療養にかかる費用が一時的に不足する。 ⑧介護保険料、介護保険サービス、障がい者サービス利用料が一時的に不足する。 ⑨災害を受けた住宅の復旧や家財を購入したい。 ⑩結婚、出産、葬儀の費用が足りない。 ⑪引っ越しの費用が足りない。 ⑫就職、技能を習得するための支度金が足りない。 ⑬その他日常生活上一時的に必要な灯油代、修学旅行費用等が不足する。
福祉資金 緊急小口資金	低所得世帯 障がい者世帯 高齢者世帯	①医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が足りない。 ②火災等被災によって生活費が足りない。 ③年金、保険、公的給付等の支給開始までの生活費が不足する。 ④会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が足りない。 ⑤滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加した。 ⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じた。 ⑦生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるための経費が必要。 ⑧給与等の盗難によって生活費が必要。 ⑨事故などにより損害を受けた為に支出が増加した。 ⑩その他これらと同様のやむを得ない事由があり、緊急性、必要性が高いとき。
教育支援資金	低所得世帯	①高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の修学費用を借りたい。 ②授業料、家賃代、通学定期代が足りない。 ③入学金、制服等の購入費用が足りない。
不動産担保型 生活資金	高齢者世帯	①自宅を担保に生活費を借りたい。
要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	要保護の 高齢者世帯 生活保護世帯 (高齢者世帯のみ)	①自宅を担保に生活費を借りたい。

【ご利用に際しての留意点】

- ・原則として、県内に居住する連帯保証人が必要です。
- ・この資金は、借入世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としてますので、申し込みから返済まで、地区担当民生児童委員及び社会福祉協議会が継続的に相談支援を行います。
- ・対象となる世帯それぞれに収入の基準があり、また、貸付に至るまでにいくつか審査があります。
- ・既に購入、発注、着工、支払い済みの経費は対象となりません。

事業実施主体：社会福祉法人福島県社会福祉協議会
事務局受託：三島町社会福祉協議会
相談・申込み：お住いの地区担当の民生児童委員
三島町社会福祉協議会（電話５２－３３４４）